

平成 28 年 1 月 24 日

桜門体育学会 学会賞及び学会大会賞の選考及び表彰に関する申し合わせ

学会賞及び学会大会賞の選考及び表彰に係る手続きについての申し合わせを以下のように定める。

1. 表彰規定第 2 条に定める奨励賞は、原則として大学院生を推薦する。
2. 表彰規定第 4 条第 2 項に定める桜門体育学会賞選考委員会の構成員について、「⑦」は、学会賞および奨励賞に推薦された論文の研究領域を勘案して人選する。
3. 表彰規定第 4 条第 3 項に定める学会賞および奨励賞の推薦には、指定様式を用いる。
4. 表彰規定第 4 条第 4 項に定める学会賞および奨励賞の選考において、推薦者の氏名・所属を公表しない。
5. 学会賞と奨励賞について、選考委員会では推薦者からの推薦書ならびに査読結果報告書をもとに選考する。また、該当者がいない場合は見送る。
6. 選考対象となる論文種別等に関しては、総説、原著論文、実践報告、研究資料とする。
7. 学会大会賞の授与件数は一般演題総数の 10%程度とする。
8. 学会大会賞の候補となる研究発表の推薦方法は、各専門領域を考慮して理事の中から選出された若干名と座長によって行う。
9. 表彰規定第 7 条に定める各賞の賞状について、学会賞および奨励賞は桜門体育学会長名、学会大会賞は大会実行委員会委員長名とする。
10. 表彰規定第 7 条に定める各賞受賞者に授与する副賞は、各選考委員会が準備するものとする。
11. 学会賞及び奨励賞の受賞制限について、学会賞は受賞から 3 年間は対象から除き、奨励賞については 1 回を原則とする。

以上